



ニュースリリース

令和3年8月19日



新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言発出に伴い

さかのぼって乗車券の払戻しをいたします

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言が発出されました。

このため、乗車券の払戻しが必要なお客様につきましては、

さかのぼって乗車券の払戻しを行います。

※払戻しに来られた時点で乗車券の有効期限が切れていても、通用・有効期間が令和3年8月20日から9月12日までの乗車券であれば、払戻しを行います

1 対象となる乗車券と払戻しの方法

◆ 定期券

通用期間に令和3年8月20日～9月12日までの日付が含まれる

「はやかけん」**通勤・通学定期券**（連絡定期券を含む）



◎ 払戻しの方法

払戻しのお申し出日にかかわらず、令和3年8月20日以降未使用の場合は、令和3年8月19日（木）にお申し出いただいたものとして、払戻しの計算をいたします。（但し、令和3年8月20日以降に定期券を使用された場合は、最後に使用された日にさかのぼって払戻し額を計算いたします。）

また、福岡市交通局規定による払戻し額の計算を行いますので、払戻し額が無い場合もございます。

◆ 通学割引回数券

有効期間に令和3年8月20日から9月12日までの日付が含まれる（発行日が令和3年5月1日～令和3年9月1日） **通学割引回数券**

◎ 払戻しの方法

残枚数が2枚以上あれば、払戻しをいたします。

◆ 団体乗車券

乗車される日が令和3年8月20日～9月12日となる **団体乗車券**

◎ 払戻し

全額払戻しをいたします。

◆企画乗車券

ファミちかきっぷ、ファミリーペア券、1日乗車券（磁気カードタイプの乗車券）など

◎払戻し

全額払戻しをいたします。



◆伊都・キャンパス回数券、伊都・シーサイド回数券

有効期間に令和3年8月20日から9月12日までの日付が含まれる（発行日が令和3年5月1日～令和3年9月1日） **伊都・キャンパス回数券、伊都・シーサイド回数券**

◎払戻しの方法

残枚数が1枚以上あれば、払戻しをいたします。

2 払戻し手数料

なし（通常：220円）

3 払戻しの場所（右表の6か所）

お客様サービスセンター（定期券うりば）

設置	営業日	営業時間	休業日
姪浜	毎日	7:00～20:00	(年中無休)
西新	月～土	7:00～19:00	日曜・祝日 1月1・2・3日
貝塚			
別府			
博多 (博多口)	月～土	7:00～20:00	1月1・2・3日
	日・祝	9:00～20:00	
天神 (東口)	月～金	7:00～20:00	
	土 日・祝	7:00～19:00 9:00～19:00	

4 受付期間

令和3年8月20日（金）～緊急事態宣言解除日（※）を含む月の翌月末まで

※令和3年9月12日に解除された場合、令和3年10月末まで

※SUGOCA（JR九州）、nimoca（西鉄）に搭載されている連絡定期券については、各事業者へお問い合わせください。

<本件に関する問い合わせ先>

福岡市交通局運輸部営業課 宮崎、佐藤

電話：092-732-4179 FAX：092-721-0754
(内線 140-4179)